

研究の窓

地方分権と日本の地方財政

モナコのような都市国家やシンガポールのような小さな島国を別にして、世界のほとんどすべての国には、国の政府とならんで州・県・市・町・村といった地方の政府がある。そして国は、外交、防衛、それに物価の抑制、雇用の確保といったような、広いひろがりをもつ仕事をし、他方地方政府は、その地域の人達が利用する道路、公園、下水道を整備したり、地域の子供達が通学する小・中学校を運営したりする。要するに国は国全体に関する仕事をし、地方は地方だけに關する仕事をする、というのが原則である。

こうして国と地方とは本来分業の關係にあり、それが明確に守られている状態が地方分権が成立している状態である。しかし、国の仕事とされる、外交、防衛の問題でも、国は地方の力を借りずに自分だけで業務を遂行することはむずかしい。東京でG7の国際会議を開こうとすると、各府県から警察官を集め交通整理をしてもらったり、要人の警固をしてもらわねばならない。自衛官の募集だって地方団体の手を借りなければならない。一方町が自分の町の中に道路を造るときには、国道とどこでどのように結ぶかは大切な問題であり、建設省と協議する必要がある。また小・中学校の教育も、市町村ごとに全く違った内容であると、高校・大学が困るし、転校もできないといったことになる。カリキュラムの概要は文部省が決めようということになる。

ここで大切なことは、国と地方が対等の立場に立ち、上でみた原則に基づいて、合理的に分業の線を引くということである。しかし残念ながらわが国では、このような状況にはない。現在のところ国はどうしても地方より強い立場に立つ。そして自分の都合を地方に押しつける、また本来地方が決めるべき分野にまで意思決定権を拡張し、地方団体にとって必ずしも望ましくない決定をしてしまう。現在わが国で地方分権の促進の声が高まっている理由はここにある。

国が地方より強い立場に立つ理由は二つある。一つは省令、政令等の定めにより地方行政に關与することが認められているからである。關与の仕方はさまざまであり、命令する、指導する、許可する、認可する、承認する、報告させる、等々である。地方団体は、何か事業をはじめようとすると、国に行き、指導を受けて事業計画を作り、その計画を承認してもらい、事業の進行状況を報告し、時として事業内容の変更を命令され、事業完成後には検査を受ける、といった流れで事務を進めてゆく。事務の流れがもっと簡単になることもあるが、より複雑になりかつ厳しい關与を受けるということもある。

国の立場が強くなる第二の理由は、国が補助金をもっているということである。補助金の交付を受けると、地方団体は少しの自主財源で多くの事業を行うことができるので、どの団体も競ってこの交付を受けようとする。首長自身が東京に行き、また時には国会議員にも頼んで、国に補助金の交付を働きかける。となると当然国の立場は強くなり、補助金の使途についても、いろいろと厳しい条件をつけるようになる。このため地方団体は、現在わが国の地方行財政の最大の問題点は、国庫支出金に關連した国の地方に対する干渉であるという。この干渉はあまりにも細か

くまた地方の実態に合わない」と地方団体はいう。例えば、将来の交通量の増大を見込んでもっと幅員の広い道路を造りたかったのだが国が許してくれなかったとか、農村集落排水路の水を下水処理場に流したかったが認めてもらえず、別に処理施設を造るといった無駄な投資を強いられた等々の不満が出てくる。

ところで、わが国で地方分権を進め地方自治を確立すべきであるという主張は、戦後50年ずっといい続けられてきたことである。シャープ勧告にも地方団体の力を強くすべきであると書いてあるし、それを受けた神戸勧告も、行政事務はできる限り住民に近い市町村の事務とすべきであるといっている。

それと同じことが今また主張されているが、このことはわが国では地方分権はなかなか進まないということをしめしている。しかし最近、国の財政はだんだんと苦しくなり、国はこれまでのように多くの補助金を地方に出し、地方政府を自分の意のままに動かすことが困難になってきている。そして多額の経費を必要とする事務は、地方に下ろし地方政府に実施させようという傾向が出てきているように思える。このようなことで分権が進むのは決してベストではないが、これを否定すべきことでもない。しかし地方が分権の受け皿となりうるかどうかは、地方がどれだけの財源を確保しうるかにかかっている。

私達の家庭でも、子供が所得を稼ぎはじめ、それが大きくなると親から独立してゆく。国と地方の財政についても、同じようなことがあるのではなかろうか。

米 原 淳七郎

(よねはら・じゅんしちろう 追手門学院大学教授)